

第4章 人を思いやり人権尊重の人づくりをしよう (教育の向上と文化の振興)

第1節 学校教育

近年わが国は科学技術の発達、また国際化・情報化の急速な進展、あるいは少子・高齢社会など経済構造の変化とあいまって、社会に大きな影響を与え、大きく変貌を遂げようとしています。このような社会状況は少なからず学校はもとより家庭、地域社会に強い影響を与えつつあり、「思いやりの心」「感謝の心」など豊かな心を育むための「心の教育」が大切となってきています。本町の学校教育は「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成を目指し、ひたむきにその実践が行われています。

既に平成12年度より新幼稚園指導要領が実施され、平成14年度より新小中学校学習指導要領が全面実施、かつ学校週5日制の完全実施など、教育改革が順次実施されることとなっています。それに伴い、小中学校では「総合的な学習」の時間が新設されることになっています。こうした新しい教育の流れを十分に認識し地域、保護者との連携を従来にも増して密にし、学校諸施設の住民開放を進め、特色ある学校づくりが展開されることが期待されます。そのため、小学校の新設統合により学校環境の整備を図ることが望まれます。

1. 幼児教育

現状と問題点

地域における幼児教育の拠点としてげん気、こん気、やる気の三気を持った園児を「めざす園児像」として幼稚園教育を行っています。しかし、施設面で園庭が狭く、遊び場や駐車場の確保が難しい状態にあり、敷地の拡張が望まれます。また、幼稚園開園以来20年が経過し、保護者のニーズに合わせた子育て支援のための施設設備の充実(預かり保育、子育て相談、園開放等)、幼児教育推進のため、保護者、地域との連携を深め、園開放を進めていくことが望まれます。

計画の方向

幼児の望ましい体験や活動の場としての健康で安全な環境の中で、感性や道徳性を身につけた豊かな心と、自分なりに考えて行動する力を持った幼児の育成に努める必要があります。

そこで、幼児の望ましい体験や活動の場としての施設整備を図るため、トイレの手洗い、足洗い場、テラスの修繕と改修等、本町学校教育全体を考慮し実施に努めます。

2. 義務教育

現状と問題点

① 小学校

小学校は現在2校を開設していますが、少子化により全町で児童数の減少がみられます。特に羽合東小学校の児童数の減少は著しく、今後6クラスの学校規模が続くと推測されます。羽合西小学校については、自然減はみられるものの、田後、長瀬地区に住宅開発がなされているため社会増が見込まれ、引き続き標準の学校規模が続くと思われます。羽合東小学校は、校舎、体育館ともに建築後約40年、羽合西小学校については、校舎が30数年経過しています。それぞれ平成元年、昭和63年に大規模改修工事等を実施したものの、老朽化に伴ういたみが生じています。

ここで、21世紀に生きる人間づくりにふさわしい小学校新設統合に向けて取り組んでいき、地域のコミュニティセンターとしての学校環境整備を図るとともに、設備、備品の整備充実も望めます。特に、平成14年度から実施される新教育課程に向けて、コンピューター室整備の充実が望めます。また、人間形成に重要な役割を持つ読書を推進するためには、学校図書の充実が望まれ、施設整備、図書の増冊、司書の配置を必要とします。

② 中学校

実質的統合以来28年が経過し、学校の施設、設備の老朽化が目立ちはじめ、体育館及び技術棟の大規模改造工事、スクールバスの更新をはじめ、施設、設備などの学校環境整備の充実が望めます。また、学校図書館への司書の配置が望めます。

<表4-1>園児・児童・生徒数と学級数の推移

年度		H7	H8	H9	H10	H11	H12	H17 (推計)	H22 (推計)
羽合幼稚園	園児数	66	83	86	71	73	80	80	78
	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3
羽合東小学校	児童数	223	212	206	185	175	157	130	130
	学級数	9	10	8	8	8	7	7	7
羽合西小学校	児童数	396	387	375	381	365	362	364	350
	学級数	12	14	13	13	13	13	13	13
北浜中学校	生徒数	422	417	452	457	460	448	357	321
	学級数	13	13	14	15	15	14	12	9

(資料：学校基本調査 毎年5月1日現在)

＜表４－２＞幼稚園・小中学校施設の概要

区 分		羽合幼稚園 m ²	羽合東小学校 m ²	羽合西小学校 m ²	北溟中学校 m ²
敷 地		2,403	14,551	16,745	46,875
グラウンド		1,002	9,328	8,860	26,552
建 物	教室棟	R C 1 F 521	R C 3 F 1,679 W 1 F 101	R C 3 F 1,838	R C 3 F 2,706
	特別教室等	24	R C 2 F 828	R 2 F 1,342	2,979
	技術棟	—	—	—	(含便) 919
	倉庫	60	28	48	66
	車庫	—	—	—	188
	体育館	—	630	1,099 ボイラー室 15	1,474
	プール附属建物	7	67	21	90
	部室	—	—	—	120

(資料：公立学校施設台帳)

＜表４－３＞高校進学率の推移

年度 区分		7	8	9	10	11
羽合町	卒業者数	9 9	9 6	1 0 9	1 0 7	1 2 7
	進学率	9 8. 0	9 7. 9	9 7. 2	9 0. 7	9 7. 6
北溟中	卒業者数	1 4 5	1 2 9	1 4 8	1 4 4	1 6 5
	進学率	9 8. 6	9 7. 7	9 8. 0	9 1. 0	9 1. 5
鳥取県進学率		9 6. 3	9 6. 3	9 5. 8	9 5. 6	未確認

計画の方向

① 小学校

東西小学校の校舎及び羽合東小学校の体育館のいたみがひどくなっており、新設統合を考えています。学校図書室の充実については、空調設備を整備し、司書の人的配置を図っていきます。

また、コンピューターの更新や校内LANの接続を順次図っていきます。

② 中学校

老朽化した体育館、技術棟の大規模改造工事をはじめ、スクールバスの更新に努めます。平成14年度から新しい教育課程となり、「総合的な学習」の中で、自然体験やボランティア活動などの体験的な学習の推進に努めます。また、学校図書室への司書の配置に努めます。

〈表４－４〉 学校教育施設の整備計画

区 分	平成１３～１７年度			平成１８～２２年度	
	事業内容	事業主体	事業費	事業内容	事業主体
小学校整備費	新設統合	町	千円 1,845,000	同 左	町
小学校備品整備	コンピューター、 一般備品	町	60,000		
小学校図書室司書配置	両小学校				
中学校体育館・技術棟大規模改造工事	外壁改修、内部改修、 屋根防水、校内 LAN 他設備改修等	中組	183,782		
中学校フェンス修繕工事		中組	4,000		
中学校スクールバス更新	3 台更新	中組	56,700		
中学校コンピュータ更新	17 年度リース	中組	6,000	18 ～21 年度	中組
学校給食配送車更新				1 台更新	町

3. 学校給食

現状と問題点

給食調理に給食センター方式を採用しており、学校給食だけではなく、幼稚園、保育所の給食もまかなうため、受給年齢の幅も広く、献立、配送等に共通理解をもって給食の運営にあたっております。近年Ｏ－１５７などの腸管出血性大腸菌による感染症例が全国的に発生しており、衛生管理面ではこれまで以上に注意をしながら、なお一層の充実を図り、関係機関と協力して取り組む必要があります。

計画の方向

給食センター方式を採用しているので、複雑化した献立内容で運営を進める中、衛生面も含めてきめの細かい対応が求められており、設備面の充実に一層努めます。

〈表４－５〉学校給食の現況

(平成１２年度)

区分	受給人員 (含職員)	年間実施予定内訳		備 考
		回数	延食数	
小学校	553	183	100,816	東西小学校 羽合町学校給食共同調理場 含センター職員 (H7. 3. 25改築) 485m ² 含長瀬保育所
中学校	492	170	83,640	
小 計	1,045		184,456	
幼稚園	86	230	19,780	
保育所	294	244	71,378	
小 計	380		91,158	
合 計	1,425		275,614	

第2節 社会教育

現状と問題点

本町では、中央公民館1、地区公民館6の公民館を中心に社会教育活動が推進されていますが、住民の学習要求の多様化とともに家庭教育や環境問題など必要課題も山積しており、学習プログラムの総合的な再編成が必要となっています。

1. 公民館

地区公民館は、各地区のきめ細かな住民活動や社会教育活動の中心施設として活用されています。

しかし、館長・主事ともに非常勤で、事業等がある場合のみの開放で、日常的には施錠されている状態です。学校週5日制を目前に控え、地区公民館の果たす役割はますます大きくなっています。地区公民館の事業はもとより人的体制の整備が急務です。特に主事の半日常勤等地区公民館に行けば誰かがいる体制づくりが必要となっています。

中央公民館は、町の生涯学習の拠点として利用されています。今後は、生涯学習をさらに大きく捉え町長部局との連携を図りながら、より広い分野の学習要求に応えていかなければなりません。

2. 青少年教育

子ども会、スポーツ少年団、部落生徒会、子ども会育成連絡協議会等は自主的な団体活動を行っています。次代を担っていく青少年の育成は地域全体の課題です。変化の激しい時代を主体的に「生きる力」や、情報・国際社会の中で創造性や寛容的態度を養成していくことが必要です。また、地域の自然や文化・人々への愛着を育てていくためにも、若者に魅力ある町づくりを進め、地域活動・ボランティアの大切さ、すばらしさを教えていくことが大切です。

3. 女性・家庭教育

P T Aでは、家庭教育のあり方や子どもを取り巻く社会関係について活発に学習や活動をしています。中央・地区公民館では女性対象の講座や学級が開催されており多くの方が参加しています。しかし、地区によって実施状況は様々でありそれぞれ地区の特色を活かした学習内容の充実が必要です

4. 成人・高齢者教育

成人期の学習は、自己の充実・向上を図ろうとする学習者が、自己の意欲によって学習の方向をきめることになります。このため、学習情報提供事業の拡充を図り、学習プログラムの開発や各種の学級・講座等を充実させていくことが必要です。そして、生きがいのある、充実した高齢期を送るため、各種の趣味の講座・仲間づくり・世代間交流及び社会参加事業を増やし、個々に適した学習を選択できるようにすることが大切です。

＜表４－６＞公民館利用状況

区分		主 催 事 業 参 加 者 (人)						利用人数 (人)
		青 少 年	女 性	成人・高齢者	文 化	スポーツ	計	
中 央 公 民 館	H 7	3, 7 7 2	1, 5 1 5	2, 3 6 4	5, 8 9 9	1 8 9	1 3, 7 3 9	2 8, 4 1 5
	8	4, 1 2 3	1, 2 1 2	2, 0 9 8	6, 1 0 7	2 1 0	1 3, 7 5 0	2 8, 7 1 6
	9	3, 2 3 3	7 1 2	2, 0 7 7	5, 0 5 5	1 7 7	1 1, 2 5 4	1 4, 2 2 1
	1 0	4, 5 2 1	9 8 0	2, 3 2 2	7, 0 7 7	1 4 2	1 5, 0 4 2	2 1, 6 1 3
	1 1	4, 3 6 6	1, 3 2 2	2, 1 5 6	7, 8 9 7	2 3 0	1 5, 9 7 1	2 3, 4 2 2

＜表４－７＞公民館施設の現況

平成１１年度現在

名 称	対象戸数 (戸)	施 設			職 員 (人)	
		敷地 (㎡)	建 物	建築年		
羽合町中央公民館	2, 3 5 3	4, 5 4 1	鉄筋コンクリート 2階建	1,668 ㎡	S 5 3. 5	専 任 2
長瀬地区公民館	7 5 4	1, 3 4 4	鉄筋コンクリート 3階建	142 ㎡	S 5 8. 3	非常勤 3
田後地区公民館	4 6 0	1, 8 7 7	木造 2階建	478 ㎡	S 5 6. 2	非常勤 2
上浅津地区公民館	5 0 0	3 5 9	木造 2階建	299 ㎡	H 3. 1 2	非常勤 3
浅津地区公民館	2 1 4	2 0 8	鉄骨 2階建	205 ㎡	S 5 7. 3	非常勤 2
橋津地区公民館	2 5 5	1, 3 7 2	木造一部鉄骨 2階建	508 ㎡	H 2. 1 2	非常勤 2
宇野地区公民館	1 7 0	1, 5 8 1	鉄筋コンクリート 2階建	634 ㎡	S 5 4. 3	非常勤 2

＜表４－８＞社会教育関係団体の現況

平成１１年度

区 分		団体数	会員数	備 考			
青少年	子ども会	22	519	東小 1 5 7	西小 3 6 2		
	高校生団体	1	11	みなづき			
	青年団	1	22				
	育成団体	2	491	青少年育成町民会議 4 8	町子ども会育成連絡協議会 4 4 3		
女性	町女連	1					
	婦人会・婦人部	7	280				
P T A		4	799	東小 1 4 3	西小 2 5 0	北湊中 3 2 9	幼稚園 7 7
同和教育	町同推協	1					
	同和地区団体	6	82				
文化サークル		19	477				
高齢者団体		15	808				
文化財保護団体		4	2 8 0 + 橋津				

＜表４－９＞図書室利用状況の推移

年度	開室日数	利 用 人 数			貸 出 冊 数		
		延人数	月平均	1日平均	延冊数	月平均	1日平均
7	3 0 1	7, 8 3 3	6 5 3	2 6	7, 8 0 5	6 5 0	2 6
8	2 9 7	7, 9 9 6	6 6 6	2 7	7, 9 9 3	6 6 6	2 7
9	3 0 2	7, 1 0 6	5 9 2	2 4	6, 8 7 7	5 7 3	2 3
1 0	2 9 6	6, 2 3 3	5 1 9	2 1	5, 7 8 6	4 8 2	2 0
1 1	2 9 5	7, 5 1 5	6 2 6	2 5	9, 5 3 3	7 9 4	3 2

＜表４－１０＞羽合町ふるさと陶芸館利用人数

年 度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
利 用 人 数	5 7 6 人	3 3 6 人	3 3 6 人	8 9 2 人	9 1 2 人

計画の方向

時代の動向や住民の諸要求に対応し、生涯学習推進の視点に立った、いつでも、どこでも住民の自主的な学習、活動が推進できるような方向を計画として掲げます。

具体的には

- ① 人的体制の整備
- ② 学習施設・システム（機器）の整備
- ③ 学習指導体制・人材の充実
- ④ 学習組織の啓発育成・支援
- ⑤ 学習機会・機関のネットワーク化

1. 図書館

住民の図書に対する学習要求に応じていくには現在の中央公民館図書室では限界があり、図書館建設を検討しなければなりません。

しかし、町の財政状況を考慮すれば、近隣図書館との情報のネットワーク化を図りインターネットによる貸出図書の在庫状況等コンピューターで検索を行い、貸出しを可能とするような利用者への利便性の向上を図ることとします。

2. 公民館

いつでも誰でも参画しやすい学習活動の拠点として、公民館やその活動の新しいあり方が求められています。

従って

- ① 地域住民に最も身近な地区公民館の人的体制を整備します。
- ② 特に主事の半日常勤化等による地区公民館の活性化・高度利用の推進に努めます。
- ③ 公民館活動を推進するリーダーの養成に努めます。
- ④ 自主的な学習組織やサークルのネットワーク化を図ります。
- ⑤ 講座や学級を充実させ、とりわけモデル的な活動に対しては積極的に支援します。
- ⑥ 地域の人材を発掘し、生涯学習人材名簿を作成してあらゆる学習機会での活用を図ります。
- ⑦ 町報等を通じて生涯学習情報を積極的に提供します。

3. 青少年教育

地域活動や団体活動を通して豊かな心を育て、思いやりや自主性・積極性を伸ばすことを推進します。

具体的には

- ① 指導者の養成を図ります。
- ② 異年代との交流を通じて、道徳心を育て、福祉の心やボランティアの精神を育成します。
- ③ これらのため関係団体や学校・家庭・地域との積極的な連携を図りながら、町ぐるみで育てる運動を推進します。

時代の動向や住民の諸要求に対応し、生涯学習推進の視点に立った、いつでも、どこでも住民の自主的な学習、活動が推進できるような方向を計画として掲げます。

具体的には

- ① 人的体制の整備
- ② 学習施設・システム（機器）の整備
- ③ 学習指導体制・人材の充実
- ④ 学習組織の啓発育成・支援
- ⑤ 学習機会・機関のネットワーク化

4. 女性・家庭教育

中央・地区公民館の女性学級、女性講座の内容の充実を図り、女性組織の連携のもとに、自主活動の推進とリーダーの養成を促進します。

5. 成人・高齢者教育

地域活動・団体活動の参加を積極的に推進するとともに、PTA・女性団体等の成人団体の育成や指導者の養成を図ります。高齢者教育では、長年にわたり身につけてきた経験や知恵を生かして、異年代との交流など学習活動・社会活動へ積極的に参加し、町づくり、地域づくりに努めます。

第3節 同和教育

現状と問題点

同和問題の解決にあたっての教育対策は、一人ひとりの生き方を見つめ直し、暮らしの中にあるさまざまな人権侵害を解決していく取り組みとして、特に重要な柱として位置づけなければなりません。したがって、同和教育の中心的課題は、社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権の確立、人間解放をめざす教育として、その精神を貫く施策を強力に推進しなければなりません。町同和教育推進協議会を中心として訪宅実践、人権を考える班別学習会、人権・同和教育「町民の集い」、地区公民館単位による同和教育学習グループの学習会等を実施し、啓発活動にも積極的に取り組むとともに、学校、保育所、事業所等においても同和教育は系統的に進めなければなりません。今日まで取り組まれてきた同和教育や同和対策等により、住民意識を変える上で一定の成果があったと思われますが、いまなお差別意識は根強く存在し、人権侵害が生じている状況があります。

計画の方向

部落差別をはじめとするあらゆる差別の早期解決を行政の責務として根本的かつ積極的に取り組んでいくことが望めます。同和教育を生涯学習の中に位置づけ、すべての人の基本的人権を尊重する意識の高揚を目指して町部局とともに、次のような取り組みを引き続いて推進します。

- ① 町同和教育推進協議会の組織の充実、発展のため地区単位に下部組織の必要性並びに推進員の育成、活動強化を図ります。
- ② 訪宅実践、人権を考える班別学習会及び人権・同和教育「町民の集い」等住民研修、啓発活動を社会教育、学校、行政関係者が一体となって計画的に推進します。
- ③ 地区公民館等の自主的な人権と同和问题学習グループの活動の強化を図ります。
- ④ 企業訪問を実施し、企業内での同和问题人権学習の実施と運動推進員の育成を図ります。
- ⑤ 学校における同和教育、保育所・幼稚園における同和保育を推進します。町報「同和教育」やケーブルテレビ等を利用した広報、啓発活動の強化と住民意識の変容を図ります。
- ⑥ 行政職員が同和问题解決における社会的立場と責務を自覚し、地域活動への積極的な参加を図るよう同和问题職員研修を強化します。